

令和7年度新潟市HPVワクチン普及啓発広告制作・広報業務 委託事業者選定プロポーザル実施要領

HPV ワクチン接種は、小学校6年から高校1年相当の女子を対象とした定期接種であるが、他のA類疾病のワクチンと比較して接種率が低い状況にある。その要因の一つとして、対象者や保護者がHPV ワクチンに関する情報へ十分にアクセスできていないことや、副反応等に対する漠然とした不安により、情報収集や検討に至っていない状況があると考えられる。

このような状況を踏まえ、HPV ワクチンに関する適切な情報へのアクセスを促進し、HPV ワクチンの接種機会や意思決定、ひいては接種率向上につなげることを目的に、本業務を実施する。

1 業務概要

- (1) 業務名称 令和7年度新潟市 HPV ワクチン普及啓発広告制作・広報業務
- (2) 業務内容 別添「令和7年度新潟市 HPV ワクチン普及啓発広告制作・広報業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。ただし、契約前に協議によって、その一部を変更することがある。
- (3) 履行場所 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 委託契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 委託費用 上限額 1,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）に該当しない者であること。
- (2) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等があり、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書に基づく要件に対応できる者であること。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと。
- (7) 共同事業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同事業体の構成団体は、単独または他の共同事業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
 - ア 共同事業体は3者以内で構成されていること。
 - イ 共同事業体は、自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - ウ 共同事業体は、代表団体を選定し、この代表団体を共同事業体の代表者として新潟市（以下「市」という。）と契約の締結が行えること。この場合、代表団体は市に対して全ての責任を負うものとする。

3 提案事業者の選定

本業務は「公募型プロポーザル方式」とし、提案内容、見積金額等による総合評価とする。なお、審査は、プレゼンテーション方式とする。

5者以上から提案書類の提出があった場合は、一次審査として事務局で書類審査を行い、選定委員会による審査に進む上位4者を選定する。選定委員会審査の対象外となった者には、委員会開催の前日まで連絡する。なお、一次審査の内容および結果は選定委員会には引き継がない。

上記にかかわらず、見積金額が委託料の上限額を超過している提案者は、一次審査にて選外とする。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) プロポーザル実施通知 | 令和7年12月12日（金） |
| (2) 質問提出期限 | 令和7年12月22日（月）正午必着 |
| (3) 質問回答 | 令和7年12月24日（水） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和8年1月7日（水）午後5時必着 |
| (5) 提案書提出期限 | 令和8年1月14日（水）午後5時必着 |
| (6) 選定委員会 | 令和8年1月21日（水）午後 |
| (7) 審査結果通知 | 令和8年1月23日（金） |

5 参加申請の手続き

参加を希望する場合は、「プロポーザル参加表明書」（様式1）、「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」（様式2）を提出すること（押印不要）。なお、共同事業体においては共同事業体を組んでいることを証する書面の写しを添付すること。

(1) 提出期限

令和8年1月7日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は提出期限までに必着とすること。提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(3) 辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式3）を提出すること。

6 質疑及び回答

プロポーザルへの参加を予定又は検討する者は、本要領（付属書類を含む。以下、本項において同じ。）について質疑を行うことができる。質疑は電子メールにより提出することとし、件名は「【令和7年度新潟市 HPV ワクチン普及啓発広告制作・広報業務】プロポーザル質疑」とする。様式は問わない。

(1) 提出期限

令和7年12月22日（月）正午必着

(2) 送付先アドレス

hokenkanri@city.niigata.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、令和7年12月24日(水)中までに新潟市ホームページ上に掲載する。
なお、質問に対する回答は本要領・仕様書の追加又は修正とみなす。

7 提案書の提出について

下記のとおり提出すること。

- (1) 提案書：別添「提案様式1～5」を使用すること。ただし、「委託業務の実施体制」(提案様式4)については、体系図等任意様式でもかまわない(押印不要)。
- (2) 提出部数：正本1部、副本9部
- (3) 提出期限：令和8年1月14日(水)午後5時必着
- (4) 提出先：新潟市保健所保健管理課(新潟市総合保健医療センター2階)
〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3-11
- (5) 提出方法：
持参又は郵送により提出すること。持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、休日を除く午前9時から午後5時までに提出することとする。郵送の場合、郵便事情による遅延、不着などが生じたとしても、市はその事情を考慮しない。期限までに提出のない者は、いかなる理由があっても本プロポーザルには参加できないものとする。
- (6) 提案書提出に係る留意点：提出後の追加、及び変更は認めない。

8 提案書の作成要領(見積書を含む)

- (1) 各様式の説明に従い、必要事項を記入すること。
- (2) 提案様式以外の書類については受理しない。
- (3) 見積書には、本業務委託に係る合計金額を記載した上で、内訳書を添付すること。

9 最優秀提案者の決定

- (1) 審査体制
審査は、市職員からなる選定委員会において行う。なお、選定委員会は非公開により行う。
- (2) 選定委員会開催日
令和8年1月21日(水)午後
詳細は、参加者に別途連絡する。
- (3) 提案者によるプレゼンテーション
選定委員会において、提案者自らが提出した提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。各者3人以内の参加とし、15分以内の説明及び10分程度の質疑応答により実施する。
- (4) 審査の方法及び基準
別添の委託事業者選定プロポーザル審査基準に沿って実施する。

10 審査結果の通知について

審査結果は、プロポーザル参加者全てに書面で通知するほか、市ホームページにて公開する。
なお、公開した内容以外についての問い合わせには応じない。

1 1 契約

(1) 契約方法

ア 市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。

イ 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

ウ 締結交渉の結果、合意に至った場合は委託業務契約を締結する。

エ 契約手続きは、「新潟市契約規則」に定めるところによる。

オ 市は、契約締結後においても、受託者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 提案内容の実現と経費

提案内容の実現にかかる追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこと。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の全部を一括して再委託することはできない。ただし、一部の専門的な業務を特定の業者に委託するなど、やむを得ない場合に限り、市の承認を得たうえで再委託を行うことができる。再委託にあたっては、契約締結または再委託業務着手前までに、市の指定する様式を提出し、再委託承認の手続きを行うこと。

(4) 契約保証金

「新潟市契約規則」第34条に定めるところとする。

(5) 契約締結後の留意事項

契約時における仕様は、仕様書及び提案書に基づき決定するが、市と最優秀提案者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

1 2 提案者の失格

次のいずれかに該当したものは、失格とする。

(1) 「2 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

(2) 提案書提出期限に遅れた者

(3) 参加表明書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に選定委員又は事務局に不正な接触を行った者

(4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書の作成要領に違反する表現をした者

1 3 その他

(1) 提案書等の作成に係る費用については提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書・デザイン等について、市は提案を行ったものに無断で使用しない。

(3) 提出されたすべての提案書は返却しない。

1 4 担当

新潟市保健衛生部

保健所保健管理課感染症対策室（新潟市総合保健医療センター2階）

住所：〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3-11

FAX：025-246-5672

E-Mail：hokenkanri@city.niigata.lg.jp